

地域の見守り活動における 個人情報保護と共有の実務

消費者庁・北海道

平成27年度 個人情報保護法に関する説明会

2015年9月11日

弁護士 岡本正

中央大学大学院客員教授・慶應義塾大学法科大学院非常勤講師

事業継続計画（BCP）を「自分ごとにする」 マンション防災を「自分ごとにする」 地域と個人情報問題を「自分ごとにする」



BCPは作成はしたが…
マンションや地域の防災は大事だが…
なかなか「自分ごと」として考えられない

東日本大震災 4 万件のニーズから
被災のリアルな声を分析

家族や自分のため、組織や地域のため、
マンションのため、従業員の保護のため
本当に必要な知識を

- 標準プログラム：60～120分
- 概要については都度ご相談させていただきますので
お問合せ下さい
- 企業、医療機関、自治体、地域社会、大学、シンク
タンク等実績

ひと

「災害復興法学」を提唱する弁護士

おかもと ただし
岡本 正 さん(34)朝日新聞
2013.9.11朝
刊

東日本大震災が起きた時、弁護士たちは駆け回って無料で法律相談を受け始めた。「被災者のニーズを正確に把握し、国に届けなければ意味がない」と震災の翌月、日本弁護士連合会にデータベース(DB)化を進言。自ら同会災害対策本部の室長に就き、相談内容をパソコンに打ち込んだ。

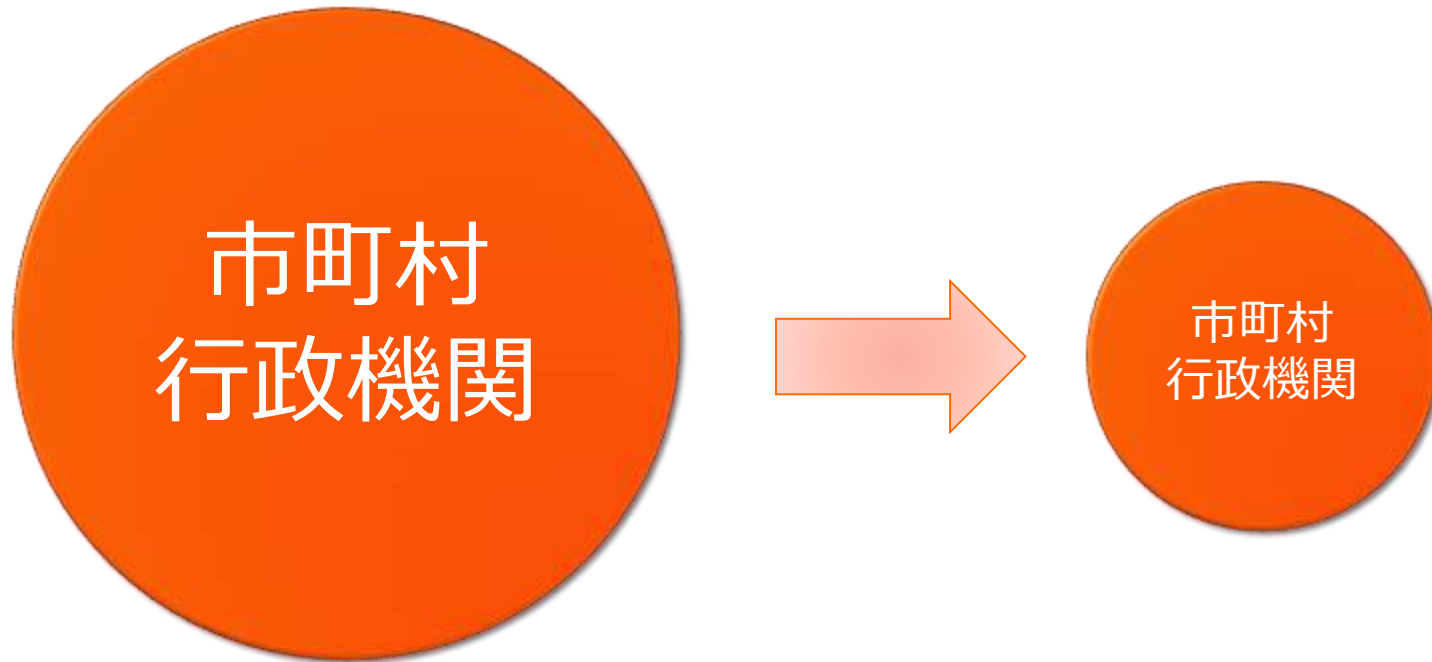
生まれ、弁護士に。震災時は内閣府に出向中。周りの職員は被災地や震災対応の部署へ飛ぶ。「自分は何ができるか」と強く思った。DBは4万件を超えた。沿岸部では遺言や相続、市街地では被災建物の賃貸借やローン……。どうにもならない課題が浮かんた。相続放棄の期間延長やローンの減免など、阪神大震災後には作れなかった制度が実現した。「DBがかなり貢献したはず」

首都直下型地震や東南海地震が起きるのが数十年後なら、大震災を経験した専門家がいない可能性もある。豊富な実例をもとに立法のノウハウを伝える「災害復興法学」を提唱した。昨年から母校慶応大の大学院で非常勤講師、今年からは中央大大学院でも客員教授として、大災害に即応できる法律家や官僚の卵の育成に力を注ぐ。

札幌で司法修習をして以来、新しいラーメン店の開拓が楽しみ。週末も大型連休も返上してDBづくりをした時も、「おいしいラーメンからエネルギーをもらいました」。

文・写真 村山恵二

地域コミュニティと支え合いの担い手



行政機関の縮小による行政内での担い手不足
特に災害時における警察・消防活動の限界
(東日本大震災の教訓『助けは来ない』が前提)

地域そのものが主役

町内会
地縁団体

自主防災
組織

企業
職能団体
コミュニ
ティ

民生・児童委員

地域包括支援
センター

- 障害者・高齢者等の災害時要援護者の支援
- 孤立防止のきっかけも地域のみが主導可

行政だけでなく地域全体で要支援者把握



個人情報保護法制の基本理念

個人情報保護法の目的

「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図ることを目的とした法令。保護だけを目的としていないことに留意。

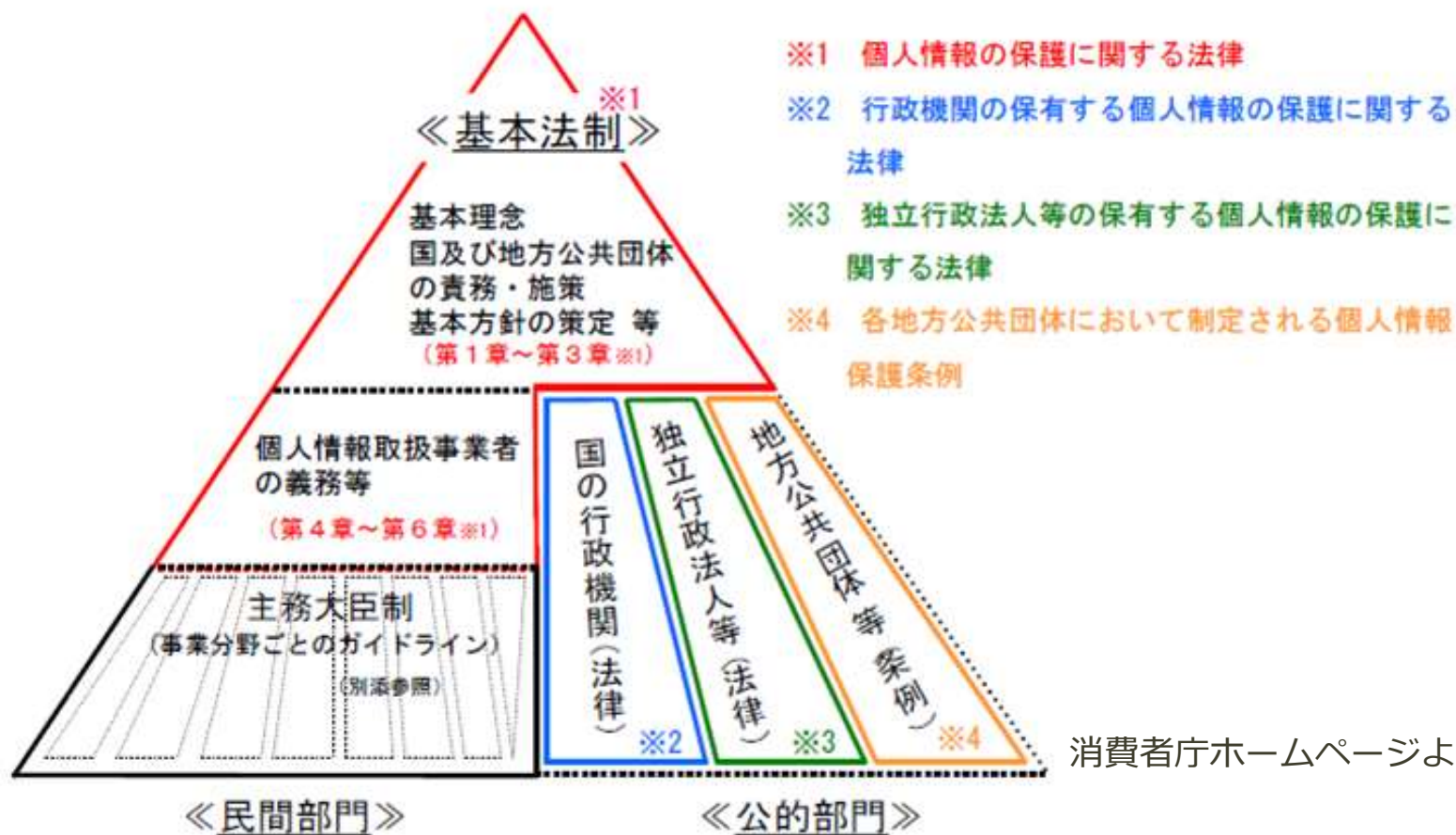
個人情報の保護・管理

個人情報の利活用



個人情報保護法令の体系

個人情報保護に関する法体系イメージ



消費者庁ホームページより抜粋

【ご参考】個人情報保護法制2000個問題

個人情報保護法制「2000個問題」って何？「自治体個人情報保護法」による解決を目指す



岡本正 | 弁護士・医療経営士・マンション管理士・中央大学大学院客員教授

2015年5月13日 11時0分



ツイート

19



シェア

134



1

■自治体・有識者・経済界からも指摘される「2000個問題」って何？

個人情報の取扱いを定めている法令は、「個人情報保護法」だけではない。法律では、国に対する「行政機関個人情報保護法」、研究機関・国立大学・国立病院などに対する「独立行政法人個人情報保護法」がある。自治体の保有する個人情報は「個人情報保護条例」が規律しており、47都道府県、1718市町村（2014年4月現在）、東京23区、100超の広域連合にそれぞれ条例がある。合計しておよそ「2000個」というわけだ。

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/okamototadashi/20150513-00045653/>

個人情報保護法令の適用例

県・市区町村

・ 個人情報保護条例

病院① 県立市立

・ 個人情報保護条例

病院② 国立・労災

・ 独立行政法人等個人情報保護法

病院③ 民間

・ 個人情報保護法・各省庁ガイドライン

民間支援団体

・ 個人情報保護法・各省庁ガイドライン

自主防災組織等

・ または個人情報保護法令等の適用なし

個人情報保護法令の基本構造（共有）

■個人情報の「共有」の種類

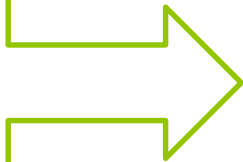
本人外
収集

目的外
利用

第三者
提供

■法令の基本構造

個人情報に配慮
共有を原則禁止



個人情報流通の有用性
「個人の」権利利益保護のため
共有する場面を条例に明記

(例) 札幌市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一の実施機関内において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、個人情報を使用する実施機関が、事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、使用することについてやむを得ない理由があると認められるとき。
- (6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合であって、緊急を要するときその他実施機関が審議会の意見を聴いてから提供することとすると公益上著しい支障が生ずると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

見守り支援・孤立防止支援と情報共有

平常時からの情報共有は許容されているか？



いずれにせよ個人情報保護条例をクリアする必要



条例のどの条項を活用するか？

- (1) **本人の同意**があるとき。
- (2) **法令等**に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、**緊急かつやむを得ない**と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、**審議会の意見**を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるとき。

本人同意～推定同意の手法

推定同意

積極的な拒否の意思表示がない限りは、目的外利用や第三者提供について同意したものと推定する考え方

目的や提供の範囲について、あらかじめ明確な説明責任を果たすことが不可欠

先例：とちぎ暮らし応援会（東日本大震災事例）

法令 = 条例を新設

個人情報保護条例以外の「条例」

平常時からの共有を許容する条項をつくる。「孤立防止条例」「地域支えあい条例」「震災対策条例」「災害時要援護者名簿条例」「避難行動要支援者名簿条例」など。あらかじめ、関係支援団体と共有できると明記する。

『**渋谷区震災対策総合条例**』

『**中野区地域支えあい活動の推進に関する条例**』

『**足立区孤立ゼロプロジェクト推進に関する条例**』

『**千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例**』

東京都渋谷区

- 「渋谷区震災対策総合条例」の制定・改正

36条3項

区長は、第一項に規定する体制の整備又は前項の援護を行うため、災害時要援護者に係る個人情報(渋谷区個人情報保護条例(平成元年渋谷区条例第四十号。以下「保護条例」という。))第二条第一号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)のうち区規則で定めるものについて、保護条例第十四条第二項の規定により目的外利用をし、又は自主防災組織、消防団、消防署、警察署及び民生委員(以下これらを「自主防災組織等」という。)並びに区規則で定めるものに対して、保護条例第十五条第二項の規定により外部提供をし、必要な個人情報を共有させることができる。

東京都中野区

- 「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」の制定

（団体等に対する情報の提供）

第7条

1 区長は、地域における支えあい活動を推進するために必要があると認めるときは、次項に掲げる団体、者又は機関（以下「団体等」という。）に対し、次条から第11条までに定めるところにより、次に掲げる者に係る情報（第3項に規定する情報をいう。次項において同じ。）を提供することができる。

※高齢者、障害者、愛の手帳交付者などの要件が列挙

2 前項の規定により情報を提供することができる団体等は、次のとおりとする。

※地縁団体、民生委員、消防、警察などが列挙

東京都足立区

- 「足立区孤立ゼロプロジェクト推進に関する条例」の制定

（情報の収集）

第7条

1 区長は、見守り活動及び孤立ゼロプロジェクト推進活動を行うため、必要に応じて次に掲げる者に係る情報の収集に区が他の目的で取得した情報を用いることができる。

※高齢者、障害者等の対象が列挙

（住民名簿及び要支援者名簿の提供）

第8条

1 区長は、見守り活動及び孤立ゼロプロジェクト推進活動を推進するため、必要と認めるときは、次に掲げる者及び関係機関に対し、住民名簿及び要支援者名簿を提供することができる。ただし、当該支援を必要とする者が規則に定めるところにより不同意の申出を区にしたときはこの限りでない

※町会自治会、民生委員等の対象が列挙

審議会 = 答申を経る

個人情報保護条例の審議会の答申を経る

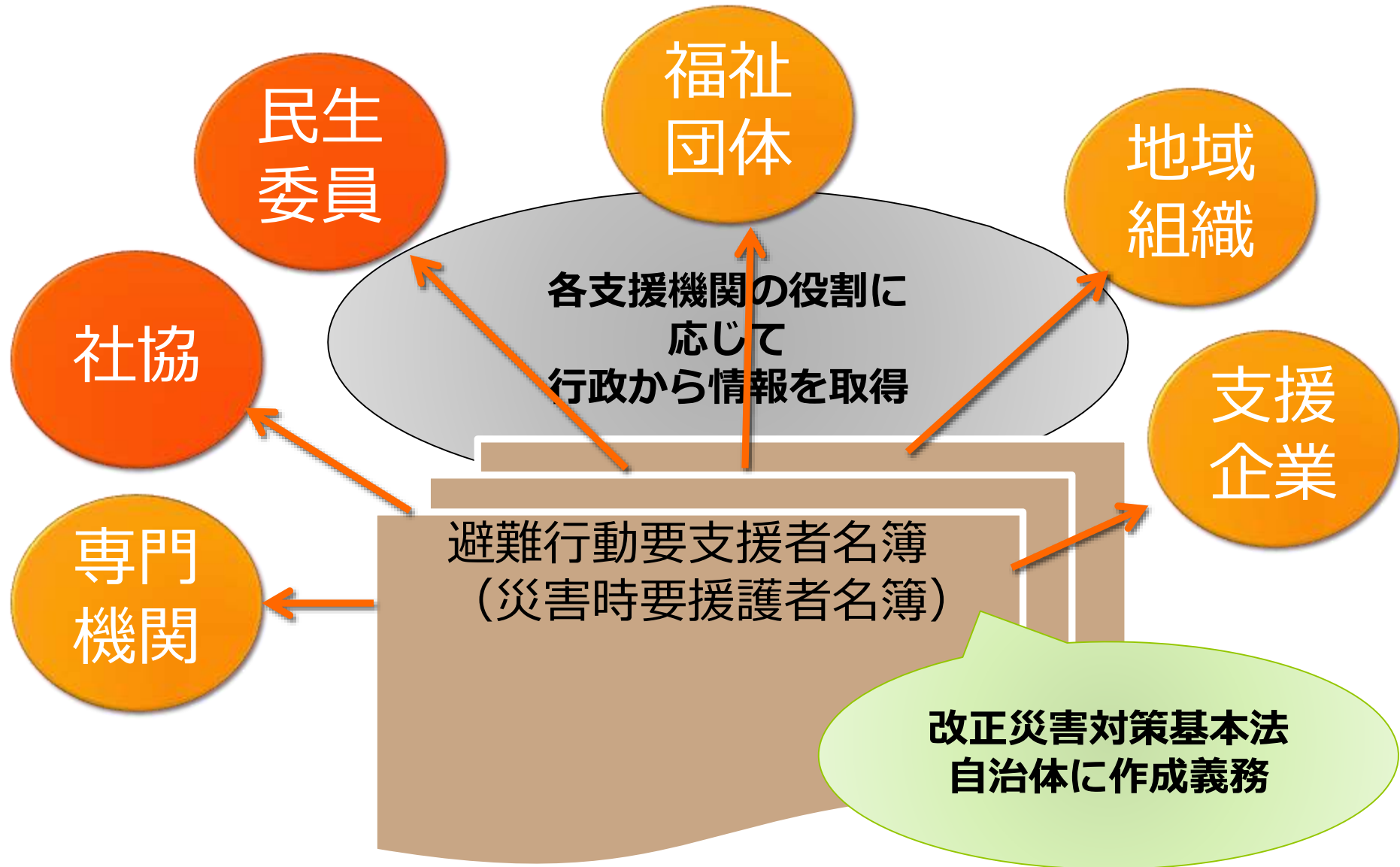
審議会を経て個人情報共有できる道を設けている条例を定めている場合（江東区など）では、審議会の判断で、災害前から、平常時からの個人情報共有を許容する答申を経るということも考えられる。条例制定が何らかの事情で困難な場合、審議会を活用することが考えられる。

長岡市における災害時要援護者の未同意者リストの共有

三条市における災害時要援護者リストの共有

岩手県における被災者支援のための情報共有

行政機関を核に協定



支援団体等との協定の策定ポイント

名簿を保有する自治体と支援組織で協定を締結

共有する個人情報の範囲について明確にする
(必要最小限かつ支援に十分な範囲にする)

個人情報管理規約の設定義務

組織構成員の研修義務

組織と構成員の守秘義務の明記
(事後的にも)

支援団体等の個人情報管理規程の整備

避難者支援活動での個人情報取扱いに関する覚書の項目例

- 基本的合意事項
- 秘密保持義務
- 利用又は提供の制限
- 複写又は複製の禁止
- 適正管理
- 資料等の返還等
- 事故発生時における報告

地域の個人情報保護法制の研修の重視

その1

個人情報共有の基礎知識を学ぶ

- 「わかりにくい」個人情報保護制度を「わかりやすく」解説する場
- 「誤解」していた個人情報保護制度を正しく理解する

その2

法改正でやれることを地域に浸透

- 地域支援の「担い手」になっている行政以外の組織は何か
- 民間企業による見守り・孤立防止支援と行政との連携実例

その3

共通フォーマットで自治体連携

- システム実装をどうするのか
- 行政に対する提言や働きかけはどうするのか

求められるシステムと人材

災害時におけるマイナンバーの活用の余地

条例に委ねられる部分が多い

複数名簿の突合せ

名寄せができるか

CIO

兼

CLO

が地域社会に必要

リーガル・アドバイザーとの連携

警察
消防

行政

福祉
団体

支援
企業

社協

民生
委員

専門委員

PR

判断に関する助言

勉強会

啓発

地域
組織

専門
機関



リーガル・アドバイザーとの連携

災害発生時・孤立死の防止
どんな時に個人情報を共有してよいのか現場で担当
者が判断することは困難



いざという時のために、リーガル・アドバイザーへ
の法律相談が不可欠に

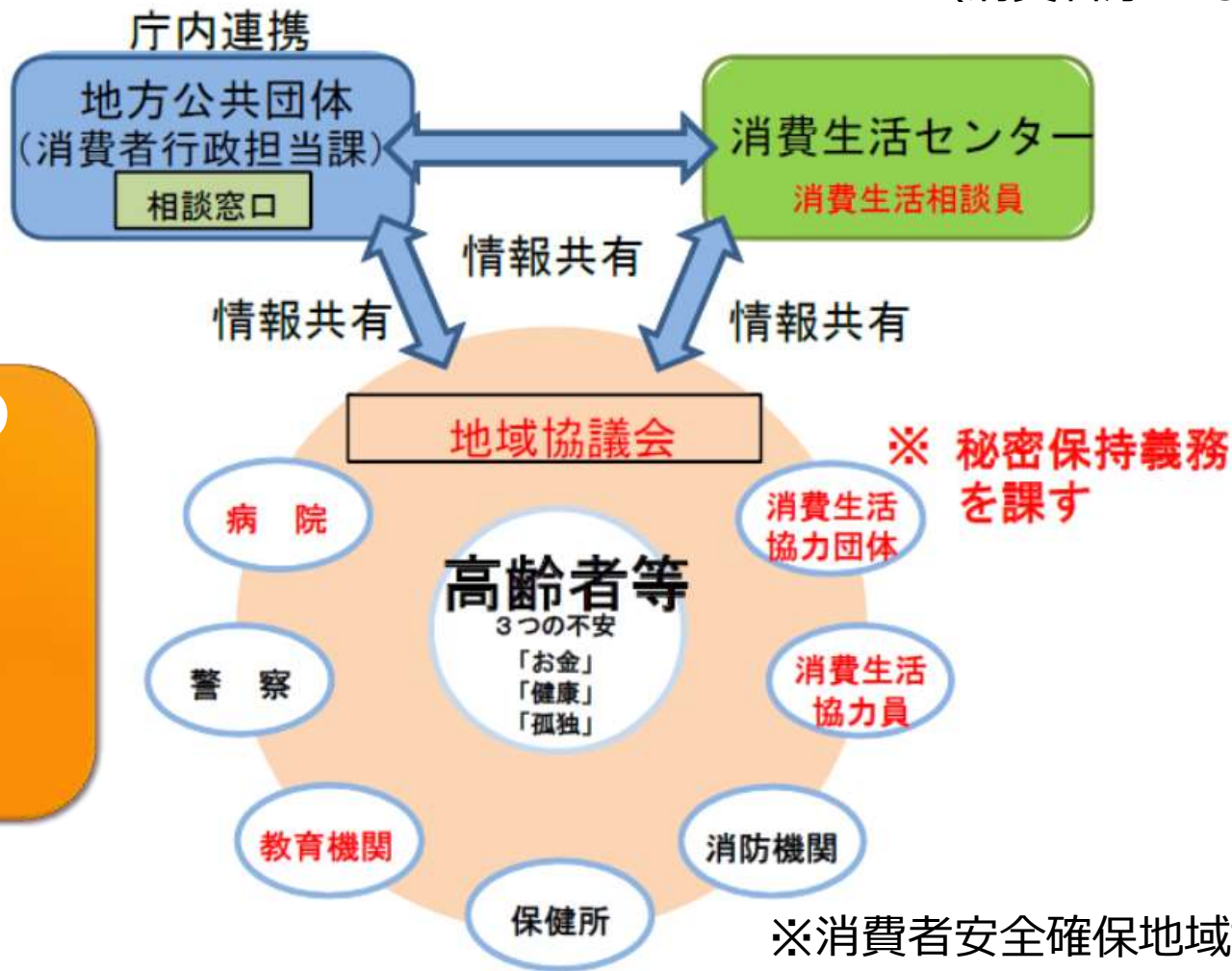


平常時からの顧問的な連携
災害発生がない場合⇒リーダー育成・新規の役員・
幹部研修、定期的な職員研修などの連携

消費者安全法と個人情報

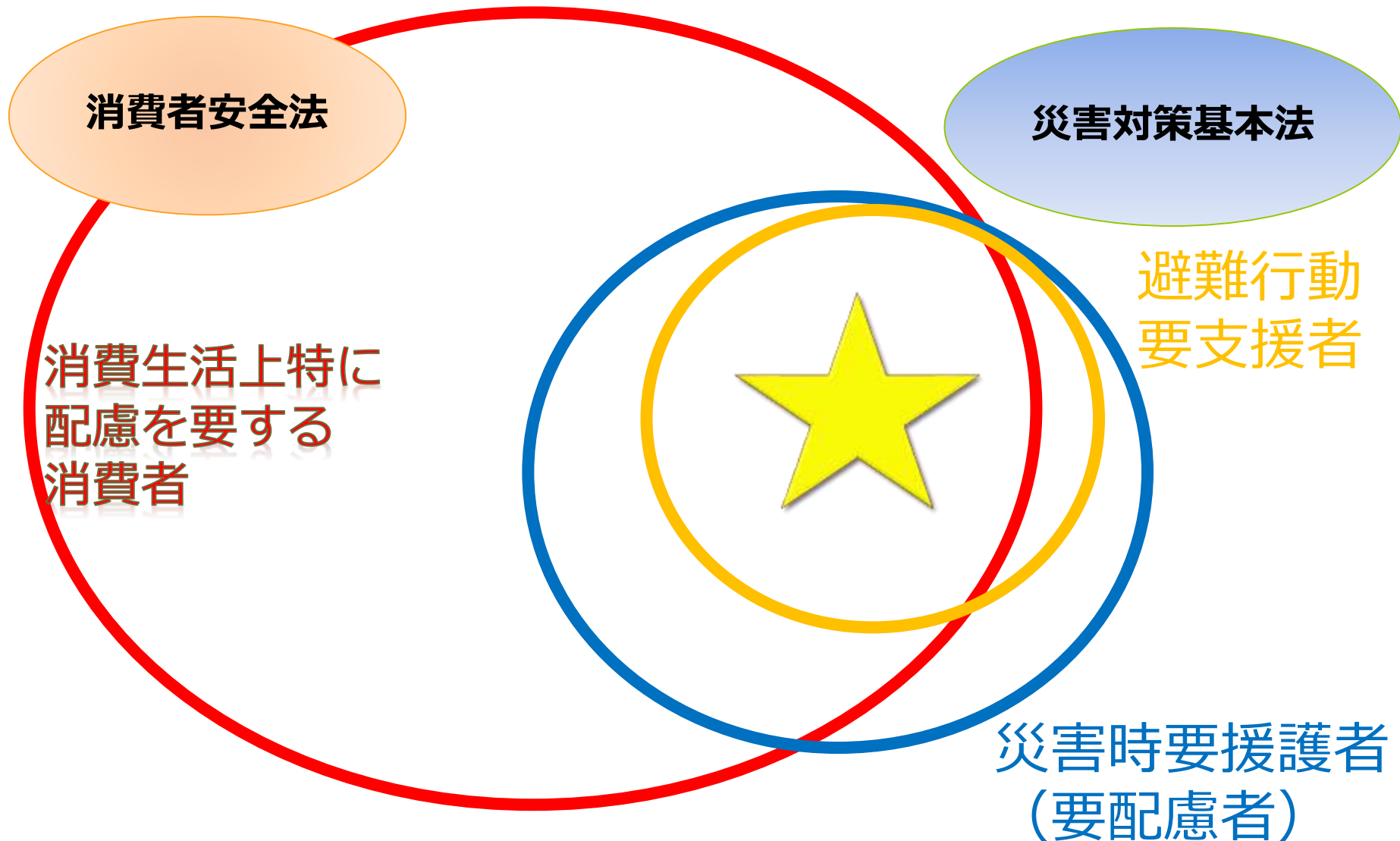
地方消費者行政の連携イメージ

(消費者庁HPより)



要援護者の
見守り
孤立防止
防災活動
と連携を

災害対策基本法と消費者安全法の関係？



消費者安全法と災害対策基本法まとめ

- 消費者安全法（消費者庁所管）は、平常時からの個人情報の共有を許容する画期的な法律。
- 災害対策基本法（内閣府防災所管）が踏み込めなかった平常時からの個人情報の共有が可能に。
- 消費者安全法と災害対策基本法を相互補完的に運用することで、災害対策、見守り、孤立防止、支えあい、などを含む平常時から災害時までつかえる、一気通貫の個人情報の共有スキーム構築を目指すべきではないか。

【ご参考】岡本正「災害対策と個人情報利活用の課題－災害対策基本法と消費者安全法が示唆する政策展開」（社会情報学会学会誌「社会情報学」、2015年第3巻3号） <http://www.ssi.or.jp/journal/pdf/Vol3No3paper1.pdf>

【注目】 マンション管理組合を自主防災組織に

総務省『都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項について（通知）』 2015年5月12日

- マンション管理組合を組合単位で「自主防災組織」とすることを推奨。
- 自治会との関係性を考慮しつつも、大型マンション住民と一戸建ての住民との支援の違いを明確にする必要性がある。
- 総務省通知を正確に理解して政策に落とし込むには個人情報保護法制の理解が不可欠。

【ご参考】

岡本正「マンション防災における個人情報利活用と自治体対応—総務省『都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項について（通知）』の公表を受けて」（第一法規政策法務ファシリテーター、2015年8月号）

現場必携の指針・ガイドライン

『災害時要援護者の避難支援ガイドライン』
(内閣府「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」)

『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』
(内閣府 防災担当)

『よくわかる個人情報保護のしくみ』
(消費者庁)

『災害時における要援護者の個人情報提供・共有に関するガイドライン』
(日本弁護士連合会)

参考文献

東日本大震災直後から無料法律相談を通じて集められた4万人を超える被災者の「声」。

個人情報の共有を目指す**最新のエピソードを紹介**し、手法までを徹底解説。

東日本大震災の教訓から、情報連携や情報利用の重要性が**ストーリーで理解**できる。

震災の教訓と被災地の「声」を永く伝え、危機管理の新たなデザインを提唱する1冊。

「災害復興法学」

慶應義塾大学出版会 2014年9月

<http://www.keio-up.co.jp/np/isbn/9784766421637/>

災害復興法学

An Encouragement of Disaster Recovery and
Revitalization Law

岡本 正

Tadashi Okamoto

公共政策×災害復興

朝日新聞「ひと」欄で取り上げられた弁護士による
慶應義塾大学・中央大学での白熱講義を書籍化

4万人を超える被災者の「声」から
浮き彫りになった巨大災害時の
法的課題と政策提言の軌跡

災害を乗り越え、未来を切り拓くために
「リーガル・ビッグデータ」の分析から
防災教育の新たなデザインに挑戦する

慶應義塾大学出版会 定価(本体2,800円+税)

岡本 正 プロフィール

- 弁護士。医療経営士。マンション管理士。防災士。岡本正総合法律事務所。中小企業経営革新等支援機関等の資格を活かし、企業・個人・公共セクター等へ幅広いリーガル・サービスを提供。2001年に慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2003年に弁護士登録。
- 2009年から2011年まで、内閣府上席政策調査員。各省庁行政改革、規制改革、特別会計改革、政府系法人改革等を担当。
- 2012年度～消費者庁個人情報保護法説明会講師等担当。
- 東日本大震災を契機に復興支援活動に従事。4万件の被災者相談データベース構築。公共政策と危機管理の新デザインを提唱し、震災の教訓・経験を伝承するべく、『災害復興法学』を慶應義塾大学や中央大学に創設。
- 2012年から慶應義塾大学法科大学院非常勤講師。
- 2013年から中央大学大学院公共政策研究科客員教授。
- その他の役職等に慶應義塾大学SDM研究所研究員、中央大学政策文化総合研究所研究員、公益財団法人東日本大震災復興支援財団理事、日本組織内弁護士協会理事、実務公法学会理事ほか。
- 朝日新聞朝刊コラム「ひと」欄に掲載（2013年9月11日）
- 若者力大賞「ユースリーダー支援賞」受賞（2014年度）

協働と創発。ともに歩む法律家。

すべての分野に等しくリーガル・サービスを。

あらゆる組織に適切なマネジメントを。

法律、政策、教育、行政の最前線で活動するスペシャリストとして
皆様のご要望にお応えいたします。

医療経営・中小企業

企業法務、一般民事、マンション管理・不動産案件、医療経営、病院・診療所マネジメント支援
破産などの倒産案件、債権回収、債権管理、交通事故、各種損害賠償、家事事件、刑事事件等の
分野を広く取り扱っております。

パブリックセクター

内閣府上席政策調査員の経験を活かし
政策立案支援、条例策定支援、行政連携、政策法務のアドバイスを実施いたします。

講演・研修

医療経営、政策、行政、個人情報保護法、防災・危機管理、条例、損害賠償など
各種分野の講演・研修のご依頼を承ります

マンション管理支援

マンション管理士の資格を活かし、不動産取引全般、
特にマンション管理組合・マンション管理会社・マンションにお住いの皆様に対し
質の高いリーガル・サービスを提供して参ります。

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-6-3 日比谷えいせんビル8階

岡本正総合法律事務所

Tadashi Okamoto Law Office

tadashi@law-okamoto.jp

03-3591-2892